

質 問 回 答 票

項目番号等	質 問	回 答
1 提案方式実施要領 (6) 予定金額(上限 額)	予定金額4,054,000円の算出方法と予定金額を超過した場合の対応についてご教授願います。	予定金額は、条件緩和を行うことで人数が増加することも踏まえ算出した金額になりますが、詳細は回答出来かねます。 また、「評価基準表 4価格評価」に記載の見積対象者の数値は、価格評価の為の仮定の数値であるため、予定金額とは関係のない数値ですが、今年度分については予定金額には収まることを想定しております。
2 提案方式実施要領 (6) 予定金額(上限 額)	予定金額を算出する際に計上した新規設置利用者様の人数の内訳(固定型・携帯型)についてご教授願います。	契約後、本市の想定以上に契約者数が増加することで予定金額を超過する場合は、本市で予算流用を行うか、一時的な新規契約の制限を行うか検討いたします。
3 評価基準表 4 価格評価	見積書の指定様式はございますでしょうか。	特定の様式はありません。
4 仕様書 6 使用機器(3)	モバイル端末とは機器本体が持ち運び可能であり、会話ができる機器を設置しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5 仕様書 7 受信センター(4) ウ	「災害・停電等で機能しなくなる場合に備えること」とは災害時でもサービスを提供できる体制を構築するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6 仕様書 7 業務内容(8)(9)	既存の利用者様に対しても希望される方には駆けつけ、鍵預かり業務を実施するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7 仕様書 7 業務内容(10)	収納業務を行う対象者についてご教授願います。	収納業務を行う対象者は「本事業を利用する方の中で、鍵預かり業務を実施する方(=利用者負担金の発生する方)」です。
8 仕様書 7 業務内容(10)ケ	「芦屋市指定公金事務取扱者指定申出書」の申出者、役員名簿、業務推進体制の欄に弊社が再委託先どちらの情報を記載すればよいかご教授願います。	収納事務を再委託される場合は、受託先、再委託先両方からの指定申出書の申請が必要となります。 再委託先分については、資料提出期限である7/14(月)15時までに「芦屋市指定公金事務取扱者指定申出書」の提出がなくても問題ございませんが、契約締結までにご提出をお願いいたします。

質 問 回 答 票

項目番号等	質 問	回 答
9 仕様書2ページ目 (3)携帯型緊急通報 装置	携帯型装置に対応できないため、固定電話の無い利用者様においては固定型装置に当社内臓LTE回線を別途用意し、健康相談及び緊急通報ができる仕様であれば問題ないでしょうか。必ず携帯型緊急通報装置を用意しなければいけない場合、その理由は何でしょうか。 ※共に利用者通信費負担無しとなります。	携帯型が必要となる仕様の目的は、固定電話回線がない方が本システムを利用できることとなります。携帯型装置にこだわるわけではありません。ただし、質問にあるLTE回線を利用するために別途工事が発生する場合や、回線利用に条件が発生する場合は、利用者の負担増加や利用者の制限につながるため、仕様は満たせないと判断いたします。
10 仕様書1ページ目 4委託期間	契約締結予定日が令和7年7月下旬で委託期間は令和7年8月1日からありますが、前回受託者との切替工事がある場合、8月1日には機器設置完了しなければいけないという認識でしょうか。上記の場合、8月1日に設置完了が必要な件数はどのぐらいでしょうか。	8月1日は新規の受付開始日になります。前回受託者との切替え工事については、別途調整し可能なかぎり早く切り替えていただくことを想定しています。工事に伴い前回受託業者との契約が延長になることによる委託料の負担については、本市が負担します。既存の同事業利用者については、約40名です。
11 仕様書1ページ 4 委託期間	委託期間は令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。とありますが、初回の契約期間は8カ月間という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12 仕様書1ページ 4 委託期間	現行の受託者の契約期間は何年でしょうか。また、委託費用はいくらでしょうか。	例年1年間の契約で委託しておりましたが、本年度に限り、現行の受託者との契約期間は4か月間(令和7年4月1日～令和7年7月31日)です。委託費用については単価契約になり、1件あたり1,450円の契約ですが、今回とは違った仕様での金額となります。また、令和6年度の決算額は、688,242円になります。
13 仕様書2ページ 5(4)	開始月は日割りなし。解約(撤去)月は、満額請求する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14 仕様書2ページ 6(2)ウ	周波数は426MHZ帯です。ご心配であれば、ご利用者の主治医にご利用の判断行って頂く事で問題はないでしょうか。	お見込みのとおりです。
15 仕様書5ページ 7業務内容(10)	芦屋市様、利用者負担の2ヶ所への請求と理解でよろしいでしょうか。利用者負担金の請求書発行は行いませんがよろしいでしょうか。 力以下の登録は必要でしょうか。	利用者負担金の請求は利用者にも行ってください。業務委託料に関しましては、市にご請求ください。 「仕様書 7業務内容(10)」の通り、利用者負担金の収納は原則口座振替となります。力以下にある指定公金事務取扱者の登録は必要です。